

特定化学物質健康診断結果報告書

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

帳票 種別	80305	労働保 険番号	① 都道府県 所掌 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 被一括事業場番号																
対象年	② 元号 年 7:平成 数字 ↑ 1~9年は右 ↑										健診年月日		③ 元号 年 月 日 7:平成 数字 ↑ 1~9年は右 ↑ 1~9月は右 ↑ 1~9日は右 ↑						
	(月 ~ 月 分) (報 告 回 目)										第二次健康診断		年 月 日						
事業の種類												事業場の名称							
事業場の所在地		郵便番号 ()										電話 ()							
健康診断実施 機 関 の 名 称 及 び 所 在 地												在 籍 労 働 者 数		人					
項 目		特定化学物質 業 務 の 種 別		特定化学物質業務コード ④ 具体的業務内容 ()				特定化学物質業務コード ⑤ 具体的業務内容 ()				特定化学物質業務コード ⑥ 具体的業務内容 ()							
		従 事 労 働 者 数		⑦ 人				⑧ 人				⑨ 人							
受 診 労 働 者 数		⑩ 人				⑪ 人				⑫ 人									
上記のうち第二次健康診断 を要するとされた者の数		人				人				人									
第二次健康診断受診者数		人				人				人									
上記のうち有所見者数		⑬ 人				⑭ 人				⑮ 人									
疾病にかかっている と診断された者の数		⑯ 人				⑰ 人				⑱ 人									

職員 記入 欄	⑰ ページ	⑲ 登記・修正等 空白 登記 ⑲ 3 修正 9 取消	⑲ 補助キー 1~9	産 業 医	氏 名 ⑲
					所属医療機関の 名称及び所在地

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

⑲



折り曲げる場合は、
(◀)の所を谷に折り曲げること

様式第3号（第41条関係）（裏面）
備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚れたり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の（月～月分）にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の（報告 回目）は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種類」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、（ ）内には具体的業務内容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。
- 11 「産業医の氏名」の欄及び「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

別表

コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	209	オルトフタロジニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	210	カドミウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	234	沃化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
003	4－アミノジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	211	クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	235	硫化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
004	4－ニトロジフェニル及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を試験研究のため製造し、又は使用する業務	212	クロロメチルメチルエーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	236	硫酸ジメチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス（クロロメチル）エーテル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	213	五酸化バナジウム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	237	ニツケル化合物（ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
006	ペターナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	214	コールタール（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	238	砒素及びその化合物（アルシシ及び砒化ガリウムを除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
007	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5％を超えるものを試験研究のため製造し、又は使用する業務	215	削除	239	酸化プロピレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
008	削除	216	シアン化カリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1－ジメチルヒドラジン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
009	削除	217	シアン化水素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロロベンジジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	218	シアン化ナトリウム（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
102	アルファーナフチルアミン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	219	3・3'－ジクロロ－4・4'－ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	243	コバルト又はその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフェニル（別名PCB）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	220	臭化メチル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2－ジクロロプロパン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトトリジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニジン及びその塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く。）（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	246	四塩化炭素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3％を超えて含有するものに限る。）を製造し、又は取り扱う業務	223	トリレンジイソシアネート（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	247	1・4－ジオキシサン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド（これをその重量の0.5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	224	ニツケルカルボニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	248	1・2－ジクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
201	アクリルアミド（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	225	ニトログリコール（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	226	パラジメチルアミノアゾベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチル－2・2－ジクロロビニルホスフェイト（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものに限る。）（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	227	パラニトロクロルベンゼン（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	251	スチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
204	削除	228	弗化水素（これをその重量の5％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	252	1・1・2・2－テトラクロロエタン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	229	ペタープロピオラクトン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	253	テトラクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	254	トリクロロエチレン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
207	塩素（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	231	ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩（これらの物をその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソブチルケトン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ（これをその重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務		